

項目	電気用品安全法の対象となっている製品に対する、規格番号の対応関係について
<p>1 内容</p> <p>電安法第8条第1項には「届出事業者は、第三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の電気用品を製造し、又は輸入する場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようにしなければならない」と記載があります。</p> <p>また、技術基準省令解釈別表第12では技術基準として様々なJ規格が掲載されていますが、自社で製造/輸入しようとする電気用品が満たすべきJ規格がどれか、確認する方法はありますか。</p>	
<p>2 回答</p> <p>別表第十二には通常、電気安全に関する一般要求事項及び個別要求事項並びに雑音の強さに関する基準等があります。基本的な個別要求事項及び雑音の強さについては一般社団法人日本電気協会が、ホームページで掲載しています「電気用品名と解釈別表第十二の基準との対応表」(https://www.eam-rc.jp/result/result.html)が参考になるかと思えます。</p> <p>本対応表は、前書きに記載のとおり参考であることに注意が必要であり、対応表に記載の有無で拙速に判断するのではなく、届出事業者自らの責任において基準本文の適用範囲等を確認し、基準を選択しなければなりません。</p>	